

第 2 3 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
足立区道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年足立区条例第 1 4 号）の一
部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部金額の欄中

「

6 , 9 3 0
1 0 , 6 0 0
1 4 , 3 0 0
5 , 3 7 0
8 , 6 8 0
1 1 , 9 0 0
6 1 0
6 1
3 7
6 , 0 6 0
3 , 7 1 0
1 2 , 3 0 0
1 8 , 3 0 0
1 2 , 3 0 0

を

「

7 , 9 7 0
1 万 2 , 2 0 0
1 万 6 , 5 0 0
6 , 4 4 0
1 万 4 0 0
1 万 4 , 2 0 0
7 1 0
7 1
4 2
6 , 9 8 0
4 , 2 7 0
1 万 4 , 2 0 0
2 万 3 0 0
1 万 4 , 2 0 0

に改め、同表法第

」

」

3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の部金額の欄中

「

「

1 4 0
2 6 0
3 7 0
5 5 0
7 4 0
1 , 1 1 0
1 , 4 8 0
2 , 6 0 0
3 , 7 1 0
7 , 4 3 0

を

1 6 0
2 9 0
4 2 0
6 4 0
8 5 0
1 , 2 8 0
1 , 7 0 0
2 , 9 9 0
4 , 2 7 0
8 , 5 4 0

に改め、同表法第 3 2 条第

」

」

1 項第 3 号に掲げる施設の部金額の欄中「 1 0 , 4 0 0 」を「 1 万 2 , 4 0 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の部金額の欄中「 1 2 , 3 0 0 」を「 1 万 4 , 2 0 0 」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

「

9 , 1 8 0
5 , 5 1 0
8 , 1 9 0

を

1 万 1 0 0
6 , 1 0 0
9 , 0 6 0

に改め、同表法第 3 2 条第

」

」

1 項第 6 号に掲げる施設の部金額の欄中

「

「

1 8 0
1 8 , 3 0 0

を

2 0 0
2 万 3 0 0

に改め、同表道路法

」

」

施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の部金額の欄中

「

「

18,300
9,900
180
18,300
183,700
91,800

を

2万300
1万1,300
200
2万300
20万3,300
10万1,600

に改め、同表令

」

」

第7条第2号に掲げる工作物の部金額の欄中「12,300」を「1万4,200」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の部金額の欄中

「

18,300
6,000
18,300

を

「

2万300
7,200
2万300

に改め、同表令第7

」

」

条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の部金額の欄中「12,300」を「1万4,200」に改め、同表令第7条第8号及び第13号に掲げる施設の部を次のように改める。

令第7条 第8号に 掲げる施 設	上空、トン ネルの上又 は高架の道 路の路面下 (当該路面 下の地下を 除く。)に 設けるもの	階数が 1のもの の	占用面積1平方メ ートルにつき1 年	Aに0.0 06を乗じ て得た額
		階数が 2のもの の		Aに0.0 08を乗じ て得た額
		階数が 3のもの の		Aに0.0 11を乗じ て得た額

		階数が 4以上 のもの	Aに0.0 12を乗じ て得た額
	地下（トン ネルの上の 地下を除く。） に設けるも の	階数が 1のも の	Aに0.0 04を乗じ て得た額
		階数が 2のも の	Aに0.0 06を乗じ て得た額
		階数が 3以上 もの	Aに0.0 07を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.0 24を乗じ て得た額

別表に次のように加える。

令第7条 第13号 に掲げる 施設	上空、トン ネルの上又 は高速自動 車国道若し くは自動車 専用道路(高 架のものに 限る。)の 路面下に設 けるもの	階数が 1のも の	占用面積1平方メ ートルにつき1 年	Aに0.0 06を乗じ て得た額
		階数が 2のも の		Aに0.0 08を乗じ て得た額
		階数が 3のも の		Aに0.0 11を乗じ て得た額
		階数が 4以上 のもの		Aに0.0 12を乗じ て得た額

	その他のもの		A に 0 . 0 2 4 を 乗 じ て 得 た 額
--	--------	--	-----------------------------------

付 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。